

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書(更新)

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸市長 宛

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇

電話番号(〇〇〇)〇〇〇—〇〇〇〇 担当者:〇〇

次のとおり指定工事者の更新の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

申請担当者名を必要に応じて記入してください。

1 店舗の所在地	〒△△△—△△△△ 兵庫県△△市△△区△△町△丁目△番△号		指定工事店証に記載されている番号を記入してください。
2 店舗の名称	ふりがな 〇〇かぶしがいしゃ △△してん 〇〇株式会社 △△支店	指定番号	△△△
3 店舗の電話番号及びFAX番号	TEL △△△—△△△—△△△△ FAX △△△—△△△—△△△△		
4 店舗のメールアドレス	△△△△△△@△△△△. △△. △△		
5 責任技術者名	△△ △△	責任技術者指定番号	△△△△△△
6 添付書類	(1) 神戸市指定 (2) 指定工事店 (3) 責任技術者 (4) 従業員名簿 (5) 申請者(代表者)の 写真、又は		

事業業者証書

責任技術者証に記載されている番号を記入してください。

責任技術者が所属している必要があります。複数所属している場合、代表者1名を記入してください。(添付書類：従業員名簿にて所属する全ての責任技術者を記入していただきます。)

代表者の変更(代表者名の変更も含む)、店舗の名称の変更、店舗所在地の変更、店舗の電話番号及びFAX番号の変更、店舗のメールアドレスの変更、所属責任技術者の変更(追加所属・所属解除)が伴う場合は、別途書類提出が必要となります。

うことができない者に該当しない旨を誓約する書面

(7) 申請者(法人にあつては、代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を誓約する書面

(8) 神戸市手数料条例第2条第15号に規定する手数料の領収証書の写し

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

従業員名簿

所属する責任技術者名簿	氏名	指定番号	氏名	指定番号
	〇〇 〇〇	第〇〇〇〇〇〇号		第 号
	△△ △△	第△△△△△△号		号
		第 号		号
		第 号		号
		第 号		号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号

責任技術者証に記載されている番号を記入してください。
 なお、責任技術者の指定と同時申請の方は兵庫県まちづくり技術センターが行う責任技術者試験の『合格証』または更新講習の『修了証』に記載されている番号を記載してください。

所属する責任技術者全員を記入し、責任技術者証の写し（全員）を添付してください。
 ※神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請と同時申請の方については不要。

※店舗に所属する神戸市指定の責任技術者を全員記入してください。（代表者・役員・申請中も含む）

その他の従業員	氏名	職種	氏名	職種
	〇〇 〇〇	設計		
	△△ △△	施工		
	□□ □□	事務		

※排水設備工事に携わる従業員を記入してください。

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請誓約書（更新）

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸市長 宛

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申請者（届出者）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇 〇〇

〔様式第6号の4〕神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書（更新）と同じ申請者を記入してください。

この誓約書を神戸市下水道条例施行規則第6条の4第1項第5号から第7号に規定する書面として提出し、下記の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 申請者（法人にあつては、代表者）が精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 申請者（法人にあつては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

神戸市下水道排水設備指定工事店証紛失届

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸市長 宛

〒〇〇〇—〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇 〇〇

各申請書(又は届出書)と同じ申請者(又は届出者)を記入してください。

神戸市下水道条例第8条の4に規定される指定工事店証を紛失したので届出ます。

なお、今後は紛失のないように細心の注意を払いますとともに、本証の紛失があった場合は直ちに指定工事店証の再交付申請を行います。

位置図

住所 〒651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3F



正面玄関は南側にあります。エレベーターホール（4台）から3階へお上がりください。

◆来庁される際は、来庁者用の駐車場はございませんので、

公共交通機関あるいは民間駐車場をご利用ください。

建設局 下水道部 管路課（排水設備担当）

TEL：078-806-8799

FAX：078-806-8924

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書（更新）

年 月 日

神戸市長 宛

〒 ー

住所

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

次のとおり指定工事者の更新の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 店舗の所在地	〒		
2 店舗の名称 ふりがな		指定番号	
3 店舗の電話番号 及びFAX番号	TEL	FAX	
4 店舗の メールアドレス			
5 責任技術者名		責任技術者 指定番号	
6 添付書類			
(1) 神戸市指定給水装置工事事業者証書の写し (2) 指定工事店証 (3) 責任技術者証の写し（所属責任技術者全員分） (4) 従業員名簿 (5) 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (6) 申請者（法人にあつては、代表者）が精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面 (7) 申請者（法人にあつては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を誓約する書面 (8) 神戸市手数料条例第2条第154号に規定する手数料の領収証書の写し			

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

従 業 員 名 簿

所属する責任技術者名簿	氏名	指定番号	氏名	指定番号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号
		第 号		第 号

※店舗に所属する神戸市指定の責任技術者を全員記入してください。(代表者・役員・申請中も含む)

その他の従業員	氏名	職種	氏名	職種	

※排水設備工事に携わる従業員を記入してください。

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請誓約書（更新）

年 月 日

神戸市長 宛

〒 ー

住所

申請者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

この誓約書を神戸市下水道条例施行規則第6条の4第1項第5号から第7号に規定する書面として提出し、下記の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 2 申請者（法人にあつては、代表者）が精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 申請者（法人にあつては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

神戸市下水道排水設備指定工事店証紛失届

年 月 日

神戸市長 宛

〒 ー

住所

届出者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神戸市下水道条例第8条の4に規定される指定工事店証を紛失したので届出ます。
なお、今後は紛失のないように細心の注意を払いますとともに、本証の紛失があった場合は直ちに指定工事店証の再交付申請を行います。